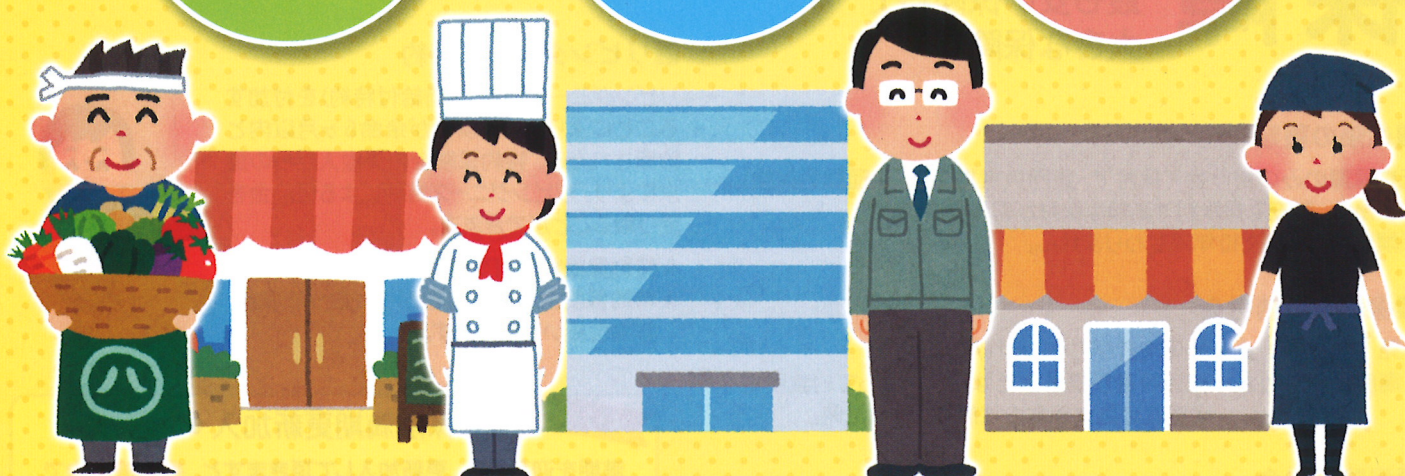


商工貯蓄共済制度

貯蓄

保障

融資



加入資格・加入できる方(加入者)

商工会の会員、その家族及び従業員。

保険の対象者(被共済者)

5歳7ヶ月から65歳6ヶ月までの、健康な商工会の会員とその家族及び従業員。

加入期間と加入口数と掛金

- 加入期間…10年間
- 加入口数…30口まで(被保険者1人につき)
- 月々掛金…2,000円(1口)

加入手続

所定の申込書により加入手続きができますので、地元の商工会にお申し込みください。

加入時における生命保険診査基準

加入内容(年齢、口数、既契約)及び健康状態によっては、診査を受けて頂く場合があります。生命保険の診査基準については別表を参照してください。

1口当たりの保険金

6～46歳	47～54歳	55～65歳
100万円	50万円	25万円

経費・保険料の経理処理

- 経費(手数料)部分…加入者が法人・個人事業主の場合は損金(必要経費)処理ができます。
- 保険料部分…次の扱いとなります。

法人が加入者の場合		
被保険者	受取人	取扱い
役員のみ	法人	福利厚生費
役員・従業員	法人	福利厚生費
役員のみ	親族	役員報酬
役員・従業員	親族	福利厚生費

個人事業主が加入者の場合		
被保険者	受取人	取扱い
事業主	親族	家事費
専従者のみ	親族	家事費
専従者・従業員	事業主	福利厚生費
従業員	事業主・親族	福利厚生費

個人事業主が加入者の場合の家事費となる保険料または、個人が加入者の場合の保険料は生命保険料控除の対象となります。

※商工貯蓄共済の貯蓄積立金は、預託している金融機関が経営破綻に陥った場合、預金保険機構による預金者保護が図られますが、破綻金融機関の財産の状況に応じて削減される場合があります。



県下各商工会

三重県商工会連合会

貯蓄

知らず知らずのうちに
自己資金が蓄積

■積立金・利息

毎月の共済掛金(1口2,000円)より、年払保険料(相当額)と年払事務手数料(1口1,200円)を差引いた残りが貯蓄積立金となります。

共済掛金
×12ヶ月

— 保険料(相当額)
経費(1,200円)／年間・1口

= 貯蓄積立金(年間)
×10年間(満期)

■貯蓄積立金の返戻

貯蓄積立金は2年目から1年定期預金利率で利息がつき、満期まで複利計算致します。

- 満期解約…10年間の貯蓄積立金元利合計をお返しします。
- 中途解約…被保険者が亡くなられた等、途中で共済を解約される場合は、それまでの貯蓄積立金元利合計をお返しします。
(但し、融資を利用中の方は途中解約できません。)



保障

集団勤労保険により
最も安い保険料で
大きな保障

■保険の種類

死亡保障のみの掛け捨て保険で、集団扱定期保険(集団勤労保険)ですから、割安な保険料で高額な保障が得られます。
保険料は、加入後10年間変わりません。

■保険金・給付金

- 死亡保険金…被保険者が亡くなられた時。
- 高度障害給付金…被保険者が傷害または疾病によって約款所定の高度の身体障害の状態になられた時。

■保険配当金

満期・被保険者死亡・解約時に、それまで払い込まれた保険料と加入期間に応じて保険会社から配当金が支払われますが、加入期間によっては支払われない(配当金が全くない)場合があります。

■引受保険会社

ジブラルタ生命保険株式会社

■リビングニーズ特約

リビングニーズ特約(生前給付特約)を付加することにより、被保険者が余命6ヶ月以内と診断された時、特約保険金の受取人からの請求により、リビングニーズ特約による保険金を受け取ることができます。

- ★特約保険料は別途必要ありません。
- ★特約保険金を被保険者が受け取った場合、非課税扱いとなります。



メリット

●保険満期更新加入●

満期を迎えられ、更新加入して頂きますと、**病気療養中であっても、既保険金範囲であれば健康状態に関係なく加入して頂けます。**(但し、10年前の契約月と同じ月でなければ保険満期更新加入となりません)

融資

事業資金・生活資金について
低利な融資あっせんが
受けられます

■あっせん対象者

商工貯蓄共済制度の加入者で、加入後12ヶ月以上(事業資金)又は6ヶ月以上(消費関連資金)正常に掛金を払い込まれた方(但し、未成年者は除く)で、借入金が確実に返済が認められる場合

■融資限度額

加入1口に対し、60万円を限度とし、最高1,500万円。(ただし、加入口数に応じて融資限度額は異なります)別表を参照してください。

■融資の手続き及び審査

融資を希望される加入者は、所定の申込書に必要事項を記入の上、地元商工会へお申し込み下さい。商工会は、お申し込みの内容を審査し、指定金融機関に融資のあっせんを行います。(但し、金融機関(保証協会等)の審査結果によっては、融資が受けられないこともあります。)

■資金使途

事業資金(運転・設備)・消費関連資金

■取扱金融機関

百五銀行・第三銀行・三重銀行・中京銀行・桑名信用金庫・三重信用金庫・紀北信用金庫・新宮信用金庫・北伊勢上野信用金庫

三重県商工会連合会

〒514-0004

三重県津市栄町1丁目891番地 三重県合同ビル6F

TEL:059-225-3161 FAX:059-225-2349

◆お申し込み・お問い合わせは地元の商工会へ◆